

公立大学法人奈良県立大学職員採用等規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）職員のうち「一般職員」（以下「職員」）の採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）及びその他の関係法令並びに就業規則の定めるところによる。

(採用の根本基準)

第3条 いかなる場合においても、平等取扱の原則及びこの規程に定める一般的基準に違反して、職員の採用を行ってはならない。

(定義)

第4条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 現に職員でない者を職員に採用することをいう。
- (2) 昇任 現に採用されている職員を、上位の職に任命することをいう。
- (3) 降任 現に採用されている職員を、下位の職に任命することをいう。
- (4) 転任 現に採用されている職員を、昇任及び降任以外の方法により他の職に任命することをいう。

(欠格条項)

第5条 次の各号の一に該当する者は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法人において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

(職員の採用及び昇任)

第6条 職員の採用及び昇任は、競争試験又は選考によって行うものとする。

(選考により採用及び昇任する職)

第7条 前条に規定する選考によって行う採用及び昇任は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 競争試験を行っても十分な競争者が得られないと認められる職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であると認められる職
- (2) 公立大学法人奈良県立大学職員育児休業等規程第15条第1項の規定により任期を定めて

採用された者をもって補充しようとする職

(3) 前2号に規定するもののほか、競争試験によることが不適當であると認める職

(試用期間)

第8条 就業規則第10条第1項に定める試用期間は、その任命の日から起算するものとする。

2 前項の試用期間中の職員を他の職に任命した場合には、その試用期間は引き続くものとする。

3 職員で、試用期間の開始後6月間において実際の勤務日数が90日に満たない場合は、その日数が90日に達するまでの間、試用期間を延長するものとする。ただし、当該期間は1年をこえることができない。

(競争試験の目的及び方法)

第9条 競争試験は、職務遂行の能力を有するかどうかを性格に判定することをもってその目的とする。

2 競争試験は、受験者が有する職務の遂行能力を客観的に、かつ、相対的に判定することを目的とし、次の各号に掲げる方法のうち2以上を併せて行うものとする。

(1) 筆記試験

(2) 口述試験

(3) その他職務遂行能力を客観的に判定することのできる方法

(試験の委嘱)

第10条 理事長は、試験を行う場合において、必要に応じて学識経験者又は他の適当な機関の職員に、試験に関する事務を委嘱することができる。

(告知の方法)

第11条 採用試験の告知は、理事長が別に定める方法による公示またはその他適切な方法により行うものとする。

(告知の内容)

第12条 採用試験の告知の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 当該試験の対象となる職の区分及び職務内容

(2) 受験資格

(3) 試験の種目及び方法

(4) 試験の日時及び場所

(5) 受験申込書の入手及び提出の場所、時期及び手続き

(6) その他必要と認める事項

(受験の資格要件)

第13条 理事長は、受験資格要件として必要な最低の経歴、学歴、免許及び年齢等は当該試験の対象となる職の区分に応じてその都度定めるものとする。

(試験実施の委任)

第 14 条 理事長は、必要と認める試験の実施について、その全部又は一部を他の適当な機関の職員に委任することができる。

(選考機関)

第 15 条 職員の採用及び昇任に係る選考機関は、大学運営会議とする。

(選考の方法)

第 16 条 選考は、選考される者が当該職の職務遂行能力を有しているかどうかについて、選考の基準に基づき判断するものとする。

2 選考の方法は、必要に応じて経歴評定、筆記試験その他の方法を併せて用いることができる。

(選考の基準)

第 17 条 選考の基準は、法令に基づく学歴、免許その他の資格及び理事長が必要と認める知識、知能、技能、経歴等を有することとし、昇任の場合については、勤務成績が良好であることを含むものとする。

(選考の委任)

第 18 条 理事長は、適当と認める職の選考について、その実施を適当な機関の職員に委任することができる。

2 選考の委任を受けた機関は、その選考の結果について理事長に報告しなければならない。

(競争試験及び選考時に提出する書類)

第 19 条 職員として採用されることを希望する者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 受験の資格要件を証明する書類（内部登用制度に基づく選考時は除く）
- (3) その他理事長が必要と認めるもの

(雑則)

第 20 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。